

平成22年度の保育所 入所児童を募集

保育所は、仕事や病気等に
より家庭で子どもの保育がで
きない保護者に代わって保育
を実施しています。

平成22年4月から保育所へ
の入所を希望する児童を募集
します。

▼受付日時 || 12月22日(火)ま
で・9時～17時

▼申込書配付・受付場所 || 社
会福祉児童課、公立保育所
(第一保育所・第二保育所・
増穂保育所)、私立保育園
(あさひ保育園・大竹保育
園)※先着順ではありません

④病気や負傷、または心身に
障害がある
⑤長期にわたり病人や心身に
障害を持つ同居の親族を常
時介護している

⑥火災等の災害で、その復旧
にあたっている
※家庭内で同居の親族やそ
のほかの人がいて、児童の保育
証明書

⑦給与所得者は平成21年分の
申・問社会福祉児童課児童福
祉班 ☎ (70) 0333-1

⑧予算で支援金を支給します。
▼条件 || 世帯に町税等の滞納
がなく、父・母のいずれかが
第2子以降の出産前に1年以
上町に住所を有していること
※詳細は問い合わせください

⑨また、盗難にあつた場合
が発生する恐れがありますので、
忘れずに申告手続きをしてく
ださい。

⑩申告に必要なもの || 身体障
害者手帳等、運転免許証、自
動車検査証、納稅通知書、印
鑑
※毎年申告が必要です

⑪申・問税務課住民税班

☎ (70) 0322-1



そろそろ確定申告の準備を

▶ さまざまなお体験を通じて豊かな心と身体を育みます

◇ e-Tax (国税電子申告・納税システム)
でらくらく申告

さらに便利で使いやすく!
ネットでどこでも申告・納税。

e-Tax
国税電子申告・納税システム

所得税の確定申告をe-Taxで行うと、医療費の領収書や源泉徴収票等の記載内容を入力して送信することにより、提出または提示を省略することができます。e-Taxは、申告書の作成から提出までをすべてインター上で完結できるサービスです。国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」で作成した申告用データを用いて、申告ができます。

また、e-Taxで還付申告をすると期限から3年間、添付書類の提出または提示を求められることがあります。

平成21年分の所得税をe-Taxで期限内に申告すると、所得税額から最高5,000円の控除を受けることができます。

青色申告とは、一般的の記帳よりも水準の高い記帳をし、それを基づいて正しい申告をすることで、所得の計算な

ができる場合を除く
の確定申告書の写し
※その他必要に応じて保育料
算定のため必要な資料を要求
する場合もあります。

※同居している方がいる場合
は、同居者の①～⑤の書類が
予定日の分かる母子手帳などの写し、または身体障害者手帳の写し

⑥申・問社会福祉児童課児童福祉班 ☎ (70) 0333-1
⑦申・問税務課住民税班 ☎ (70) 0322-1

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)に土地、家屋等を所有している方に納めていただく税金です。

平成21年中に居宅や作業場等の家屋を取り壊した場合は、ご連絡ください(既に滅失登記済み、調査済みの家屋を除く)。

問税務課資産税班 ☎ (70) 0322-1

平成22年度の保育所 入所児童を募集

きない場合
①雇間、家庭の外で働いている
②雇間、家庭で児童と離れて
家事以外の仕事をしている
(自営業や農業)

③妊娠中または出産後間もない
(出産前後3ヶ月)
④病気や負傷、または心身に
障害がある

⑤長期間にわたり病人や心身に
障害を持つ同居の親族を常
時介護している

⑥火災等の災害で、その復旧
にあたっている
※家庭内で同居の親族やそ
のほかの人がいて、児童の保育
証明書

⑦給与所得者は平成21年分の
申・問社会福祉児童課児童福
祉班 ☎ (70) 0333-1
⑧予算で支援金を支給します。
▼条件 || 世帯に町税等の滞納
がなく、父・母のいずれかが
第2子以降の出産前に1年以
上町に住所を有していること
※詳細は問い合わせください

⑨また、盗難にあつた場合
が発生する恐れがありますので、
忘れずに申告手続きをしてく
ださい。

⑩申・問税務課住民税班

☎ (70) 0322-1

ができる場合を除く
の確定申告書の写し
※その他必要に応じて保育料
算定のため必要な資料を要求
する場合もあります。

※同居している方がいる場合
は、同居者の①～⑤の書類が
予定日の分かる母子手帳などの写し、または身体障害者手帳の写し

⑥申・問社会福祉児童課児童福祉班 ☎ (70) 0333-1
⑦申・問税務課住民税班 ☎ (70) 0322-1

⑧申・問税務課住民税班

☎ (70) 0322-1

⑨申・問税務課住民税班

☎ (70) 0322-1

⑩申・問税務課住民税班

☎ (70) 0322-1

⑪申・問税務課住民税班

☎ (70) 0322-1

⑫申・問税務課住民税班

☎ (70) 0322-1

⑬申・問税務課住民税班

☎ (70) 0322-1

⑭申・問税務課住民税班

☎ (70) 0322-1

⑮申・問税務課住民税班

☎ (70) 0322-1

⑯申・問税務課住民税班

☎ (70) 0322-1

⑰申・問税務課住民税班

☎ (70) 0322-1

⑱申・問税務課住民税班

☎ (70) 0322-1

⑲申・問税務課住民税班

☎ (70) 0322-1

⑳申・問税務課住民税班

☎ (70) 0322-1

㉑申・問税務課住民税班

☎ (70) 0322-1

㉒申・問税務課住民税班

☎ (70) 0322-1

㉓申・問税務課住民税班

☎ (70) 0322-1

㉔申・問税務課住民税班

☎ (70) 0322-1

㉕申・問税務課住民税班

☎ (70) 0322-1

㉖申・問税務課住民税班

☎ (70) 0322-1

㉗申・問税務課住民税班

☎ (70) 0322-1

㉘申・問税務課住民税班

☎ (70) 0322-1

㉙申・問税務課住民税班

☎ (70) 0322-1

㉚申・問税務課住民税班

☎ (70) 0322-1

㉛申・問税務課住民税班

☎ (70) 0322-1

㉜申・問税務課住民税班

☎ (70) 0322-1

㉝申・問税務課住民税班

☎ (70) 0322-1

㉞申・問税務課住民税班

☎ (70) 0322-1

㉟申・問税務課住民税班

☎ (70) 0322-1

㉟申・問税務課住民税班